○東温市頑張る中山間地域等支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成28年5月1日告示第108号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成29年12月1日告示第126号 | 平成30年5月1日告示第52号 | | 平成31年4月24日告示第48号 | 令和2年3月25日告示第36号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この告示は、人口減少及び高齢化が進行する本市の中山間地域等において、地域住民一人ひとりの知恵や発想を活かして地域力の維持及び強化に取組む団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるもののうち、当該年度内に完了する事業とする。

(1)　地域住民が主体となって事業推進組織を設立する事業

(2)　東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策分野に該当する事業で、地域力の維持及び強化のため、地域住民が主体となって取組む事業

(3)　地域経済循環・ブランド力向上のため、複数の地域の事業推進組織が連携して実施する事業

(4)　過去に交付決定を受けた事業の課題を発見し、それを打開するための事業

2　前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の補助を受ける事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業者)

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、当該年度の4月1日時点で区域内の総人口に占める65歳以上の人口の割合が40％を超える自治区の区域又はこれに類する区域（以下「補助対象区域」という。）において補助対象事業を実施する東温市民5人以上を含む団体（準備組織を含む。）とする。

(補助対象経費)

第4条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の経費のうち市長が認める別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業者の経常的な経費（事務所等賃借料、光熱水費、電話料、人件費等）及び個人消費に係る経費（構成員が参加する研修、会合等に係る宿泊費、飲食費等）は除く。

(補助金の額及び交付の制限)

第5条　補助金の額は、別表中「区分」欄に定める事業の区分に応じ、同表中「補助率」欄に定める補助率を補助対象経費の合計額に乗じて得た額とし、同表中「限度額」欄に定める額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2　1補助対象区域において複数の補助対象事業を実施する場合にあっては、当該複数の補助対象事業に対する補助金の額の合計は、1年度につき220万円を上限とする。ただし、既に当該年度における第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当する事業として補助金の交付決定を受け、事業を実施している複数の補助対象事業者が、それぞれの事業の効果をさらに高め、広域的な効果を発揮することを目的として、共同で新規事業を企画・提案し、実施する場合には、この上限を適用せず、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

3　1補助対象事業に対する補助金の交付回数は、1回とする。ただし、第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当する事業については、同趣旨の事業であっても新規性及び発展的な要素が認められるときは、当該申請年度の翌年度以降において、第7条第2項の審査の対象とすることができる。

(補助金の交付申請及び提出期限)

第6条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、補助対象事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2　市長は、第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当する事業について前項の審査を行うときは、次項の規定により設置する東温市頑張る中山間地域等支援事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問し、公開プレゼンテーションによる審査の結果について答申を受け、この答申に基づき補助金の交付の可否及び補助金の額等を決定する。

3　審査委員会の設置及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(補助事業の変更承認申請等)

第8条　前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容等の変更が生じたときは、補助事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1)　補助金交付決定額の20パーセント未満の減額

(2)　補助金交付決定額の20パーセント未満の経費配分の変更

2　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条　補助事業者は、補助事業の実績について、補助事業の完了の日から起算して30日以内（前条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）に、補助事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条　市長は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条　市長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができるものとする。

2　補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第14条　補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条　市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第16条　市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、事業状況について報告を求め、又は経理状況について検査することができる。

(公表)

第17条　市長は、補助事業完了後、補助事業者の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び実績等について、市の広報、ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成28年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2　この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

3　前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附　則(平成29年12月1日告示第126号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附　則(平成30年5月1日告示第52号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附　則(平成31年4月24日告示第48号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成31年4月24日から施行する。

附　則(令和2年3月25日告示第36号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、令和2年3月25日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費及び補助金の額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| 地域住民が主体となって事業推進組織を設立する事業 | （1）報償費 講師、専門家への謝礼、事業実施に必要なアルバイト謝金等 （2）旅費 講師等の旅費、研修旅費等 （3）需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費等 （4）役務費 通信運搬費、広告料、手数料、保険料等 （5）使用料及び賃借料 会場や施設の使用料、機械・備品の賃借料、車両借上料等 （6）委託料 調査研究、試行製造・試行販売、企画、製作、設計、デザイン等の委託料 （7）原材料費 試験・研究、イベント・行事等に必要な原材料費 （8）備品購入費 補助事業に継続して使用するものに係る備品購入費 （9）工事請負費 補助事業に関連して継続して使用する施設整備等に係る工事請負費 | 10分の10以内 | 20万円 |
| 東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策分野に該当する事業で、地域力の維持及び強化のため、地域住民が主体となって取組む事業 | 200万円 |
| 地域経済循環・ブランド力向上のため、複数の地域の事業推進組織が連携して実施する事業 | 150万円 |
| 過去に交付決定を受けた事業の課題を発見し、それを打開するための事業 | 50万円 |

備考

1　備品購入費及び工事請負費の合計額が、交付申請額の3分の2を超えないものとする。

2　備品購入費及び工事請負費のそれぞれの額が、交付申請額の2分の1を超えないものとする。